

まずはお近くの **社会保険労務士** にご相談ください

障害年金 は、ケガや病気で 心身の不調な方への支援策

ご自身

大切な方

次のような症状でお困りではありませんか？

① 腕・脚などについて

- 1 一部・全部を切断した（義手・義足を利用している）
- 2 力が入らない・動かない・震えが止まらない（文字を書くことや歩くことができない・難しい）
- 3 人工骨頭・人工関節を挿入置換した
- 4 脊髄に損傷や腫瘍がある

② 目・耳・口・のどについて

- 1 矯正しても視力や視野が改善されない
- 2 補聴器を使用しても聞こえない・聞こえづらい
- 3 声が出ない（喉頭をすべて摘出した）
- 4 食べ物が噛めない
- 5 食べ物・飲み物が飲み込めない

③ 内臓について

- 1 人工透析をしている
- 2 心臓ペースメーカー、人工弁、ICD を使用している
- 3 人工肛門、新膀胱を使用している
- 4 尿路を変更した
- 5 在宅酸素療法を行っている

④ その他

- 1 突然、意識を失ったり痙攣を起こす
- 2 異常に不安を感じる・落ち込む・興奮する
- 3 食べ物・飲み物を摂りたくない
- 4 幻視・幻覚・幻聴の症状がある
- 5 歩行や言語など、発育に遅れがある
- 6 継続して治療や投薬を受けたり、他人の手助けがないと通常の生活ができない

➡ はじめの一歩からのトータルサポート ➡

豊かな知識と深い愛情で、より良い生活づくりのお手伝い

- 適正な受給権取得に向けて
- 適正な年金を適正な方へ

- ◆ 社会保険労務士は、年金の請求手続きを代行できる国家資格です。
プライバシーの保護には十分に配慮いたします。
- ◆ ケガや病気で就労や日常生活に著しい支障をきたす場合に該当します。ケガや病気の名称や部位で決まるわけではありません。
- ◆ 障害をお持ちの方に代わって、年金の請求手続きについて、必要に応じて医療機関・年金事務所・お勤め先などへの調査・助言を行います。
- ◆ 先天的・20歳未満で発症のケガや病気であっても、請求ができる場合があります。
- ◆ 労災で障害年金を受け取っている方も、別途請求ができる場合があります。

◀ ご相談時には裏面の事項を聞き取らせていただきます ▶

岡山県社会保険労務士会 障害年金基礎研究会

電話 086-226-0164

聞き取りさせていただく主な事項

プライバシーの保護には十分に配慮いたします。

ご住所	〒		
フリガナ		フリガナ	
ご氏名		旧姓	
生年月日	昭和・平成	年	月 日
基礎年金番号		電話番号	
相談者のご氏名 (本人以外の場合)		相談者の 電話番号	

現在の傷病名・発症部位が過去のものとも異なっても、原因が同じであれば過去にさかのぼることとなります。

① 現在の傷病名および症状		
② 現在の傷病に関連して、初めて医療機関にかかった年月 (正確でなくてもかまいません)	昭和・平成	年 月
③ ②の医療機関名称 (正確でなくてもかまいません)		
④ ②の医療機関所在地 (正確でなくてもかまいません)		
⑤ 現在かかっている医療機関名称		
⑥ ⑤の医療機関所在地		
⑦ ⑤の医療機関電話番号		
⑧ 障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳の有無とその等級	有・無・申請中	等級
⑨ 労災該当の有無	有 ・ 無 ・ 申請中	
⑩ 労災の障害年金該当の有無とその等級	有・無・申請中	等級
⑪ 交通事故その他の事故・事件性	有 ・ 無	
⑫ 現在までの、健康保険・生命保険・損害保険からの保険給付	有 ・ 無 ・ 申請中	
⑬ 特定疾患療養受給者証の有無	有 ・ 無 ・ 申請中	
ときは、ケガをされたとき、また ときから現在までの状況	可能な限り詳しく聞き取りさせていただきます。	